

道農会議第22号  
令和3年4月16日

各市町村農業委員会 会長様

(一社) 北海道農業会議  
代表理事長 多田正光  
(公印省略)

### 令和4年度農林関係税制改正要望の取りまとめについて

本会議が行う業務の推進につきましては、日頃より特段のご配意を賜り厚くお礼申しあげます。さて、標記農林関係税制改正要望について、本会議では、例年同様、農業委員会組織として、取りまとめを行い一般社団法人全国農業会議所と連携して要望を行う予定としております。

つきましては、各市町村農業委員会の要望意見を基に本会議の要望を作成いたしますので、下記により貴農業委員会の要望事項についてご報告いただきますようお願い申しあげます。

なお、「令和4年度農業政策・予算に関する要請」において、各地方農業委員会連合会を通じて、税制改正関係要望をいたしている意見につきましては、本取りまとめに反映いたしますので、改めてのご提出は不要でありますことを申し添えます。

また、参考資料として、本年度末に適用期限を迎える農林水産関係の税制関係について資料を添付いたします。

#### 記

1 報告期限 令和3年 6月11日（金）

2 報告様式 別紙 令和4年度農林関係税制改正に関する要望 報告書

3 報告先等

電子メール [sato@hca.or.jp](mailto:sato@hca.or.jp)

〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目 道通ビル 5階

(一社) 北海道農業会議 佐藤 宛て

4 報告書の記載について

近年、適用期限の切れる特例措置については、単純な延長要望による対応が厳しくなってきております。

そのため、適用件数、適用金額が査定の大きな目安となります。

可能な限りで結構ですので、継続要望については、適用件数と金額の実績を、新規の要望については、想定される適用件数と金額のご記載をお願い申しあげます。

5 添付文書

- (1) 令和4年度農林関係税制改正に関する要望 報告様式
- (2) 今年度末 適用期限到来等一覧
- (3) 令和3年度税制改正の主な概要と令和4年度対策等について

お問い合わせ先

(一社) 北海道農業会議

農政・業務担当部長 佐藤

TEL 011-281-6761

報告様式

報告先

電子メール sato@hca.or.jp  
FAX 011-281-6764

令和4年度農林関係税制改正に関する要望

令和 3年 月 日

農業委員会名 : \_\_\_\_\_  
報告者 : \_\_\_\_\_

要望内容	
税目・関係条文	
要望理由・背景等	
活用実績 (新規・拡充の場合は記入不要)	(適用件数・適用金額について具体的に記入してください)
期待される効果	
参考となる事項 (要望経過・調査結果等)	

3会議所発第92号  
令和3年4月13日

都道府県農業会議会長 殿

一般社団法人全国農業会議所  
会長 國井正幸  
(公印省略)

### 令和4年度農林関係税制改正要望の取りまとめのお願い

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、令和3年度税制改正につきましては種々ご協力・ご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年度の税制改正につきましては、農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の登免税の特例措置や農地中間管理権に係る特例措置等が令和3年度末までに適用期限を迎えることから、積極的な対応を講じていきたいと考えております。

つきましては、標記の件につきまして、下記により農業委員会、農業経営者等農業現場の要望を具体的に積み上げ、貴農業会議としての要望をとりまとめのうえ、ご提出いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

#### 1. 令和4年度農林関係税制改正について

(1) 提出期日(締切) : 令和3年6月21日(月)

(2) 提出様式

別紙様式により、E-mail(nousei@nca.or.jp)にてお願いします。

また、農業委員会からの要望については農業会議で整理・取りまとめのうえ提出願います。

なお、要望については、要望事項1項目毎に記入して下さい。

#### 2. 記入上の留意点

適用期限の切れる特例措置について、近年、適用期限切れの特例案件について従来のような単純延長要望による対応では厳しい情勢が続いております。つきましては、可能な限りで結構ですので、該当する特例措置の存続についての具体的な事例などを踏まえた要望の記入を

(別紙) 報告様式  
全国農業会議所 農政部 行  
(E-mail:nousei@nca.or.jp / FAX:03-3261-5131)

### 令和4年度農林関係税制改正に関する要望

年 月 日

農業会議名：  
担当者氏名：

要望内容	
税目・関係条文	
要望理由 ・背景等	
活用実績 (新規・拡充の場合 は記入不要)	(適用市町村数、適用件数、適用金額について具体的に記入して下さい)
期待される 効果	
参考となる 事項(要望経過、 調査結果等)	

# ○ 農林水産税制の特例措置一覧

## 1. 期限付租税特別措置一覧

税目	項目	条項 措法=租税特別措置法 地法=地方税法	内 容	創設 年度	適用期限	担当課
国税 法人税	山林所得に係る森林計画特別控除	措法第 30 条の 2	森林経営計画（木安法の認定の特例を適用したもの）に基づき山林を伐採又は譲渡した場合、 ① 収入金額の 20%（当該収入金額が 2,000 万円を超える場合には、その超える部分の金額については 10%） ② （収入金額の 50%）－必要経費のいずれか低い額を山林所得から控除	S42	4.12.31	林.計画課
	中小企業者が経営資源集約化のために株式等を取得した場合の課税の特例 <中小企業事業再編投資損失準備金>	措法第 55 条の 2 第 68 条の 44	中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画（経営資源集約化措置が記載されたものに限る。）に基づき他の法人の株式等を取得した場合、その株式等の取得価額の 70% 以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は損金算入できる。（5 年を経過した場合は益金算入。）	R3	6.3.31	食.企画課
	中小企業等の貸倒引当金の特例	措法 第 57 条の 9 第 3 項 第 68 条の 59 第 3 項	公益法人又は協同組合等は、貸倒引当金の繰入限度額を法定繰入額の 10% 増しとする ※ 経過措置を講じた上で H31.3.31 をもつて廃止。 <経過措置> H31.4.1 から 4 年間、段階的に割増率（10%）を縮小（2 %ずつ）（R5.3.31 まで）	S41	H31.3.31	食.企画課 経.協同組織課 金融調整課 林.経営課 水.水産経営課
	技術研究組合の所得の計算の特例	措法第 66 条の 10 第 68 条の 94	技術研究組合が賦課金をもって取得又は製作した試験研究用固定資産を 1 円まで圧縮記帳 ※ 対象資産から鉱業権を除外（令和 3 年度改正）	S36	6.3.31	技.研究推進課
	農協等の合併に係る課税の特例	措法第 68 条の 2	農協等が一定の要件を満たした合併を行う場合には適格合併（簿価による資産の引継）を認める	H13	4.3.31	経.協同組織課 林.経営課 水.水産経営課
	退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止	措法第 68 条の 5	積立金に係る特別法人税（1%）の課税の停止	H11	5.3.31	経.協同組織課

税目	項目	条項 措法=租税特別措置法 地法=地方税法	内容	創設 年度	適用期限	担当課
	中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用に係る設備廃棄等欠損金の特例 〔農業競争力強化支援法〕	措法第 66 条の 12 第 68 条の 97	<p>農業競争力強化支援法の認定を受けた事業再編計画に基づく施設の撤去又は設備の廃棄により生じた欠損金については、大企業であっても繰戻しによる還付を請求できる（不適用措置から除外）</p> <p>※ 経過措置を講じた上で 2.3.31 をもつて廃止。</p> <p>＜経過措置＞</p> <p>新措法の施行日前に農競法の認定を受けた認定事業再編事業者の施行日以後に終了する事業年度において生じた欠損金額のうち一定のもの（特定設備廃業等欠損金額）については、不適用措置から除外。</p>	H29	2.3.31	生・技術普及課 (関係課) 食・企画課 食文化・市場開拓課 食品流通課 食品製造課 生・牛乳製品課 食肉飼育課 飼料課 括・農産企画課 穀物課 貿易業務課 地域作物課
	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除【研究開発税制】  ※中小企業等の試験研究費に係る特例措置（期限の定めのない租税特別措置：地方税）と連動	措法第 10 条 第 42 条の 4 第 68 条の 9  地法附則第 8 条第 1 項～第 4 項	<p>税額控除の上限は、I<sup>*1</sup>とII<sup>*2</sup>の合計で所得税額又は法人税額の最大 50% (一定のベンチャーの場合、最大 60%)</p> <p>※ 1 I は①-1 又は ①-2 と②の合計で 40% (一定のベンチャーの場合 50%)</p> <p>※ 2 令和 5 年 3 月 31 日までの時限措置</p>			食・産業連携課 知的財産課 技・研究促進課
所得税 ・ 法人税	I 本体（恒久措置） ①-1 【一般型】 ・ 試験研究費の総額に係る税額控除制度		<p>【税額控除率】 試験研究費の増減に応じて 2～14%（控除率 10% 超の部分は時限措置（2 年間））の税額控除</p> <p>【税額控除の上限】 法人税額等の 30% (一定のベンチャー企業は 40%)</p> <p>※ 1 令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度のうち基準年度（令和 2 年 2 月 1 日前に最後に終了した事業年度）と比べ売上金額が 2% 以上減少し、かつ、試験研究費を増加させた場合には、2 年間の時限措置として、控除税額の上限に 5% 上乗せする。 研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除上限の特例を適用する場合は対象外。</p> <p>※ 2 試験研究費： ・ 製品の製造、技術の改良・考案・発明に係る試験研究のために要する費用 ・ 対価を得て提供する新たな役務の開発で所定のプロセスを経て行われるものに係る試験研究のために要する費用 ・ クラウド環境で提供するソフトウェア等の自社利用ソフトウェアの制作に要した試験研究費を研究開発税制の対象とする（令和 3 年度改正）</p> <p>※ 3 一定のベンチャー企業 設立後 10 年以内の法人のうち当期において翌期繰越欠損金額を有するもの（大法人の子会社等を除く）</p>	H15	- 10%超部分 5.3.31	

税目	項目	条項 措法=租税特別措置法 地法=地方税法	内 容	創設 年度	適用期限	担当課
	①-2 【中小企業技術基盤強化税制】 ・中小企業者等の場合の試験研究費の総額に 係る税額控除制度		<p>【税額控除率】 試験研究費の増減に応じて 12~17% (控除 率 12%超の部分は時限措置(2年間)) の税額控除</p> <p>【税額控除の上限】 法人税額等の 30%</p> <p>※1 令和3年4月1日から令和5年3月31日ま での間に開始する各事業年度のうち基準年度 (令和2年2月1日前に最後に終了した事業年 度) と比べ売上金額が 2%以上減少し、かつ、 試験研究費を増加させた場合には、2年間の時 限措置として、控除税額の上限に 5%上乗せす る。</p> <p>※2 中小企業者等：            - 資本金または出資金の額が 1億円以下の法人            - 資本金または出資金を有しない法人のうち、常時 使用する従業員数が 1,000 人以下の法人            - 農業協同組合等            なお、常時使用する従業員数が 1,000 人以下の個人事業主の所得税についても、同様の制度を適用可</p>	S60	- 12%超部分 5.3.31	
	② 【オープンイノベーション型】 ・特別試験研究費に係る税額控除制度		<p>産学官連携又は一定の契約に基づき企業間で 実施される共同研究・委託研究等の特別試験 研究費総額に係る控除制度</p> <p>【税額控除率】 相手方が大学・特別研究機関等 : 30% 相手方が研究開発型ベンチャー : 25% 相手方が国公立大学・国立研究開発法人 の外部化法人 : 25% 相手方がその他(民間企業等) : 20% 大企業等への委託研究で一定のものも対象 : 20%</p> <p>【税額控除の上限】 法人税額等の 10%</p>	H15		
II 上乗せ措置(高水準型の改組)	・試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える 場合に控除率・税額控除の上限を上乗せする特例		<p>【税額控除率】 通常の控除率 × { (試験研究費割合 - 10%) × 0.5 } を通常の控除率に加算 (税額控除率は 最大 14% (中小企業者等の場合は 17%) )</p> <p>【税額控除の上限】 (試験研究費割合 - 10%) × 2 を税額控除 上限 (30%) に上乗せ (上乗せは上限 10%) ※中小企業者等の場合、試験研究費増加割合が 9.4 %を超える場合、①-2 の税額控除の上限を 10% 上乗せ。</p>	H31	5.3.31	

税目	項目	条項 措法=租税特別措置法 地法=地方税法	内 容	創設 年度	適用期限	担当課
所得税・法人税	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除 <中小企業投資促進税制>	措法第 10 条の 3 第 42 条の 6 第 68 条の 11	取得価額の 30% の特別償却又は 7% の税額控除 (税額控除の対象法人は、資本金の額等が 3,000 万円以下の中小企業等（特定中小企業者等）に限る。) (控除税額の上限は、中小企業経営強化税制による控除額との合計で、所得税額又は法人税額の 20%とする。控除限度超過額は 1 年間繰越し可能)	H10	5.3.31	食.企画課 生.技術普及課 経.協同組織課 林.経営課 水.水産経営課
	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除 <中小企業経営強化税制>	措法第 10 条の 5 の 3 第 42 条の 12 の 4 第 68 条の 15 の 5	中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画に基づき特定経営力向上設備等を取得した場合、即時償却又は取得価額の 7%（特定中小企業者等にあっては 10%）の税額控除の選択適用（特定経営力向上設備等：機械装置（発電設備は経済産業大臣が指定するものに限る）、工具、器具・備品、ソフトウェア、建物附属設備。） ※働き方改革を推進するために工場、店舗、作業場等に設置される施設に係る建物付属設備や、当該施設に設置される器具備品、ソフトウェアも対象に含む。 (控除税額の上限は中小企業投資促進税制による控除額との合計で、所得税額又は法人税額の 20%とする。控除限度超過額は 1 年間繰越し可能) ※ 特定経営力向上設備等の対象に経営資源集約化後の生産性向上に必要不可欠な設備を追加。（令和 3 年度改正）	H29	5.3.31	食.企画課 生.技術普及課 林.経営課 水.水産経営課
	特定地域における工業用機械等の特別償却	措法第 12 条 第 45 条 第 68 条の 27				
	ア過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき公示された過疎地域		新過疎法の過疎地域のうち市町村が定める過疎地域持続的発展市町村計画において、産業振興促進事項に記載されている地区の区域内において、機械装置、建物等及び構築物の取得等をした場合、5 年間普通償却限度額の 32%（建物等及び構築物は 48%）を割増償却。	S45	6.3.31	農.地域振興課
	イ沖縄振興特別措置法第 35 条の 2 第 1 項に規定する産業高度化・事業革新促進地域として定められている地区		機械・装置：取得価額の 34% の特別償却 建物・附属設備：取得価額の 20% の特別償却	H24	5.3.31	(関係課) 括.地域作物課

税目	項目	条項 措法=租税特別措置法 地法=地方税法	内 容	創設 年度	適用期限	担当課
所得税・税法人税	ウ半島振興法に基づき指定された半島振興対策実施地域		機械・装置：5年間普通償却限度額の32%の割増償却 建物・設備：5年間普通償却限度額の48%の割増償却	S61	5.3.31	農.地域振興課
	工離島振興特別措置法に基づき指定された離島振興対策実施地域			H5	5.3.31	
	才奄美群島振興開発特別措置法に規定する奄美群島			H10	5.3.31	
所得税・税法人税	農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却	措法第13条の2 第46条の2 第68条の33	農業競争力強化支援法の認定を受けた事業再編計画に記載された事業再編促進設備等を構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得等をした場合には、当該資産について5年間40%（建物及びその附属設備並びに構築物は45%）を割増償却	H29	5.3.31	生.技術普及課 (関係課) 食.企画課 食文化・市場開拓課 食品流通課 食品製造課 生.牛乳乳製品課 食肉鶏卵課 飼料課 括.農産企画課 穀物課 貿易業務課 地域作物課
	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例	措法第24条の2 第24条の3 第61条の2 第61条の3 第68条の64 第68条の65	青色申告書を提出する認定農業者（個人・法人）又は認定新規就農者（個人）（農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により市町村が公表した人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体として位置付けられたものに限る。）が交付金を準備金として積み立てた場合、積立分を個人は必要経費算入、法人は損金算入及び5年以内に認定計画に従い農用地及び農業用機械・建物等を取得等した場合の圧縮記帳（5年間固定資産を取得しない場合、5年を経過した積立分は取り崩し、個人は総収入金額、法人は益金算入） 準備金積立限度額：交付金等受領額と所得の金額のいずれか少ない金額 圧縮限度額：準備金取崩額※及び交付金等受領額のうち準備金に積み立てなかつた額の合計額と所得の金額のいずれか少ない金額 ※ 認定計画に記載のない農用地等を取得した場合は圧縮記帳の対象外。	H19	5.3.31	経.経営政策課 括.穀物課経営安定対策室
所得税・税法人税	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例	措法第25条 第67条の3 第68条の101	農業を営む個人又は農地所有適格法人が、その飼育した肉用牛を所定の方法で売却し、その肉用牛が免税対象飼育牛（売却価額が1頭当たり100万円未満（交雑種にあっては80万円未満、乳用種にあっては50万円未満）又は高等登録牛）であり、かつ、その売却頭数が年間1,500頭以内までは、農業を営む個人にあってはその所得に対する所得税を免除	S42	所得税 5.12.31 法人税 6.3.31	生.食肉鶏卵課

税目	項目	条項 措法=租税特別措置法 地法=地方税法	内 容	創設 年度	適用期限	担当課
相 続 税 ・ 贈 与 税			し、農地所有適格法人にあってはその売却による利益相当額を損金算入			
	個人の事業用資産についての納税猶予の特例(個人版事業承継税制)	措法第 70 条の 6 の 8 第 70 条の 6 の 9 第 70 条の 6 の 10	青色申告書を提出する後継者が贈与・相続等により特定事業用資産を取得し事業を継続する場合に、その取得した特定事業用資産に係る相続税・贈与税の納税を猶予  ※ 後継者は、承認計画（下記参照）に記載された後継者であって、中小企業経営承継円滑化法の認定を受けた者 ※ 特定事業用資産とは、被相続人・贈与者の事業の用に供されていた ・土地（400 m <sup>2</sup> まで） ・建物（800 m <sup>2</sup> まで） ・減価償却資産（牛馬・果樹等の耐用年数省令に定める生物を含む） ※ 承認計画とは、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けて作成された計画で H31.4.1～R6.3.31までの間に都道府県に提出されたもの	H31	10.12.31	
	非上場株式についての納税猶予の特例（事業承継税制の特例）	措法第 70 条の 7 の 5 第 70 条の 7 の 6 第 70 条の 7 の 7 第 70 条の 7 の 8	後継者が承継会社の代表権を有していた者から、贈与又は相続若しくは遺贈により当該承継会社の非上場株式を取得した場合の納税猶予（措法 70 の 7～70 の 7 の 3）について、10 年を限りに以下の特例を措置 ・適用対象株式の拡大 全株式の 2/3 → 全株式 ・猶予割合の緩和 80% → 100% ・雇用要件の緩和 5 年間平均 8 割維持 → 弾力化 ・承継パターンの拡大 ・経営環境変化による解散等の場合の減免  ※ 後継者は、特例承継計画（下記参照）に記載された後継者であって、中小企業経営承継円滑化法の認定を受けた会社の代表権を有し、同族関係者のうち議決権を最も多く有する者（後継者が 2 名又は 3 名以上の場合は上位 2 名又は 3 名まで） ※ 特例承継計画とは、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けて作成された計画で H30.4.1～R5.3.31までの間に都道府県に提出されたもの	H30	9.12.31	
	農地等についての贈与税又は相続税の納税猶予等に係る利子税の特例	措法第 70 条の 8	農地等についての贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている農地等を収用交換等により譲渡した場合に納付すべき利子税の額を免除。	H26	8.3.31	（関係課） 経農地政策課
国 登 録 免 許 税	利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減	措法第 77 条	20/1,000→ 10/1,000	S56	5.3.31	経農地政策課
	農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減	措法第 77 条の 2	20/1,000→ 10/1,000	H26	4.3.31	経農地政策課
	信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減	措法第 78 条第 2 項	4/1,000→1.5/1,000	S48	5.3.31	経金融調整課 林企画課 水水産経営課

税目	項目	条項 措法=租税特別措置法 地法=地方税法	内 容	創設 年度	適用期限	担当課
	認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減 〔①産業競争力強化法〕 〔②農業競争力強化支援法〕  認定経営力向上計画に基づき行う登記の税率の軽減 〔③中小企業等経営強化法〕	措法第80条 第1項 〔①産業競争力強化法〕 第3項 〔③中小企業等経営強化法〕 第4項 〔②農業競争力強化支援法〕	会社の設立・増資〔①・②〕 7/1,000→ 3.5/1,000  合併による会社設立・増資〔①・②〕 1.5/1,000→ 1/1,000  合併による会社設立・増資（純増部分） 〔①・②〕 (資本金3,000億超を除く。) 7/1,000→3.5/1,000  分割による会社設立・増資〔①・②〕 (資本金3,000億超を除く。) 7/1,000→5/1,000  法人の設立・増資による不動産移転〔①・②〕 20/1,000→ 16/1,000  ※ 売買による土地の所有権移転の登記については、措法72条により有利な税率が設定。 (20/1,000→15/1,000)  法人の合併による不動産移転〔①・②・③〕 4/1,000→ 2/1,000  法人の分割による不動産移転〔①・②・③〕 20/1,000→ 4/1,000  その他の原因による事業に必要な不動産移転 〔③〕 20/1,000→ 16/1,000	H25 H29 H30	産業競争力強化法 4.3.31 農業競争力強化支援法 5.3.31 中小企業等経営強化法 4.3.31	食・産業連携課 生・技術普及課 (関係課) 食・企画課 食文化・市場開拓課 食品流通課 食品製造課 生・牛乳乳製品課 食肉鶏卵課 飼料課 括・農産企画課 穀物課 貿易業務課 地域作物課 食・企画課
揮発油税等	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例	措法第88条の7	バイオエタノール混合ガソリンについて、その混合するバイオエタノール分に係る揮発油税及び地方揮発油税を免税	H20	5.3.31	食・バイオマス循環資源課
石油石炭税	農林漁業用A重油に対する石油石炭税の特例				5.3.31	生・園芸作物課 水・加工流通課
	引取りに係る石油製品等の免税	措法第90条の4	免税 (「地球温暖化対策のための課税の特例」により上乗せされる税率を含む)	S53		
	特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付	措法第90条の6	石油石炭税相当額を製造業者に還付 (「地球温暖化対策のための課税の特例」により上乗せされる税率を含む)	H元		
	特定の石油製品等を特定の運送、農林漁業又は発電の用に供した場合の石油石炭税の還付	措法第90条の3の4	農林漁業に利用される軽油については、「地球温暖化対策のための課税の特例」により上乗せされる税率についてのみ還付	H24	5.3.31	生・技術普及課 林・経営課 木材産業課 水・加工流通課
地住民税	肉用牛の売却による事業所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例	地法附則第6条	農業を営む個人が、その飼育した肉用牛を所定の方法で売却し、その肉用牛が免税対象飼育牛(売却価額が1頭当たり100万円未満(交雑種にあっては80万円未満乳用種にあっては50万円未満)又は高等登録牛)であり、かつ、その売却頭数が年間1500頭以内までは、その所得に係る所得割の額を免除	S43	6年度	生・食肉鶏卵課

税目	項目	条項 措法=租税特別措置法 地法=地方税法	内 容	創設 年度	適用期限	担当課
不動産取得税	農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る特例措置	地法附則第 11 条第 1 項	取得価格の 1/3 相当額を控除 (交換による取得の場合は、取得価格の 1/3 相当額又は失った土地の価格を控除)	S56	5.3.31	経.農地政策課
	農業協同組合等が一定の貸付けを受けて、共同利用する施設を取得した場合の課税標準の特例	地法附則第 11 条第 10 項	価格に施設の取得価額に対する貸付額の割合 (当該割合が 1/2 を超える場合にあっては 1/2) を乗じて得た額を価格から控除した額が課税標準	S30	5.3.31	経.金融調整課 (関係課) 食.食品流通課 林.企画課 水.水産経営課
	中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画に基づき譲受した不動産に係る特例措置	地法附則第 11 条第 15 項	取得価格の 1/6 相当額を価格から控除した額が課税標準	H30	4.3.31	食.企画課
	土地改良法の規定による換地計画に基づき取得する創設農用地換地に係る特例措置	地法附則第 51 条の 2	取得価格の 1/3 相当額を価格から控除 (対象地域を東日本大震災の津波被災区域を含む地域の換地計画に基づき取得する創設農用地換地に限定)	H14	5.3.31	農.土地改良企画課
	公共の危害防止のために設置された施設又は設備（污水又は廃液処理施設）に係る特例措置	地法附則第 15 条第 2 項第 1 号	大臣配分資産又は知事配分資産：1/2 控除 その他の資産：1/2 を参酌して市町村が条例で定める割合に基づく控除  【対象施設】 沈殿又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、ろ過装置、濃縮又は燃焼装置、蒸発洗浄又は冷却装置、中和装置、酸化又は還元装置、凝集沈殿装置、イオン交換装置、生物化学的処理装置、脱アンモニア装置、貯溜装置及び輸送装置並びにこれらに附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備（污水若しくは廃液の有用成分を回収すること又は污水若しくは廃液を工業用水として再利用することを専らその目的とするものを除く。）	S44	4.3.31	食.バイオマス循環資源課 食品産業環境対策室 生.畜産振興課 (関係課) 食.食文化・市場開拓課 食品流通課 食品製造課 消.農産安全管理課 生.園芸作物課 地域対策官 牛乳製品課 括.地政作物課 水.加工流通課
固定資産税・都市計画税	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づきバイオ燃料製造業者が取得したバイオ燃料製造施設に係る特例措置	地法附則第 15 条第 20 項	ガス製造設備については 3 年間 1/2 控除 木質固形燃料製造設備、エタノール製造設備、脂肪酸メチルエステル製造設備については 3 年間 1/3 控除 (バイオディーゼル燃料（脂肪酸メチルエステル）製造設備は適用対象を中小事業者等に限定。)	H20	4.3.31	食.バイオマス循環資源課
	再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置	地法附則第 15 条第 27 項	課税標準は、以下の資産※ごとに、電源に応じた割合を適用した額（3 年度分）。 ・大臣配分資産又は知事配分資産：以下の割合を乗じた額 ・その他の資産：以下の割合を参照して市町村が条例で定める割合を乗じた額  ※ 対象資産 太陽光：2/3(1,000kw 以上は 3/4) 風力：2/3(20kw 未満は 3/4) 中小水力：1/2(5,000kw 以上は 3/4) 地熱：1/2(1,000kw 未満は 2/3) バイオマス(20,000kw 未満に限る)： 1/2(10,000kw 以上は 2/3)	H24	4.3.31	食.バイオマス循環資源課 再生可能エネルギー室

税目	項目	条項 措法=租税特別措置法 地法=地方税法	内 容	創設 年度	適用期限	担当課
事業所税	農地中間管理権の取得に係る特例措置	地法附則第 15 条第 33 項	農地中間管理権の存続期間が 10 年以上の場合 3 年間(存続期間が 15 年以上の場合 5 年間) 1/2 控除	H28	4.3.31	経.農地政策課
	農業協同組合等が一定の資金の貸付を受けて取得した共同利用機械等に係る特例措置	地法附則第 15 条第 40 項	課税標準について 3 年間 1/2 控除	S49 (R2 から 時限)	5.3.31	経.金融調整課 林.企画課 水.水産経営課
	農業協同組合等が認定新規就農者に利用させる機械装置等を取得した場合の固定資産税に係る特例措置	地法附則第 15 条第 41 項	課税標準について 5 年間 1/3 控除	R2	4.3.31	経.就農・女性課
	農地に対する負担調整	地法附則第 19 条、第 26 条	評価額課税による税額が農地調整税額(前年度分の課税標準額×負担調整率×税率)を超える場合には、当該農地調整税額をもってその年度の税額とする。 ※ 令和 3 年度限りの措置として、令和 3 年度の課税標準額を令和 2 年度の課税標準額と同額とする。	S51	5 年度分	経.農地政策課 農.都市農村交流課
	生産性革命の実現に向けた償却資産等に係る固定資産税の特例措置 (中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に基づき取得する先端設備等に係る特例措置。※コロナ対策関連)	地法附則第 64 条	3 年間、0 以上 1/2 以下で市町村の条例で定める割合を控除 対象施設：事業用家屋、一定の機械・装置、工具、器具・備品、建物附属設備、構築物 ※ 導入促進基本計画を定める市町村に限る。	R2	5.3.31	
	特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の特例措置	地法附則第 33 条第 5 項	資産割 1/4 控除 【特定農産加工業種】 ①かんきつ果汁製造業、②非かんきつ果汁製造業、③パイナップル缶詰製造業④こんにゃく粉製造業、⑤トマト加工品製造業、⑥甘しょでん粉製造業、⑦馬鈴しょでん粉製造業、⑧米加工品製造業、⑨麦加工品製造業(パスタ製造業を含む※)、⑩砂糖製造業※、⑪菓子製造業(チョコレート製造業、キャラクター製造業及びビスケット製造業に限る。)※、⑫乳製品製造業、⑬牛肉調製品製造業、⑭豚肉調製品製造業 ※は平成 31 年度税制改正で追加した業種	H 元	法人 5.3.31  個人 4 年分	食.食品製造課 (関係課) 生.園芸作物課 地域対策官 牛乳乳製品課 食肉飼育課 括.穀物課 米麦流通 加工対策室 貿易業務課 地域作物課
軽油引取税	軽油引取税の課税免除の特例措置	地法附則第 12 条の 2 の 7	農林漁業用、木材産業用軽油の免税(32.1 円/㎘)	H21	6.3.31	生.技術普及課 畜産振興課 飼料課 経.就農・女性課 農.土地改良企画課 技.研究推進課 研究調整課 林.経営課 木材産業課 水.加工流通課

税目	項目	条項 措法=租税特別措置法 地法=地方税法	内 容	創設 年度	適用期限	担当課
地 方 狩 猎 稅	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録等	地法附第32条第1項	課税免除	H27	6.3.31	農・鳥獣対策・農村環境課
	鳥獣保護管理法に規定する認定鳥獣捕獲等事業者が受ける狩猟者の登録	地法附第32条第2項	課税免除	H27	6.3.31	農・鳥獣対策・農村環境課
	鳥獣保護管理法に基づき学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理等の目的による許可捕獲の狩猟者の登録	地法附第32条の2	税率を1/2軽減	H27	6.3.31	農・鳥獣対策・農村環境課

# 令和3年度農林関係税制改正の主な概要と令和4年度対策等について

令和3年4月  
全国農業会議所

## I. 令和3年度農林関係税制改正の概要について

### 1. 農業経営基盤強化準備金制度の2年延長（所得税・法人税）

○農業経営基盤強化準備金制度（認定農業者等が経営所得安定対策等の交付金を準備金として積立てた場合、積立分を必要経費（損金）参入。交付金及び準備金で農業用機械等を取得した場合、圧縮記帳が可能）について、下記の見直しを行った上、適用期限を2年延長。

①対象を農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により市町村が公表した人・農地プランで地域の中心経営体に位置づけられたものに限定。（この改正は令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用）

②損金算入限度額及び農用地等を取得した場合の圧縮限度額となる所得金額について、積立後5年を経過した準備金を取崩した金額については、所得を構成しないものとして計算することとする。

※経営所得安定対策等（畑作物の直接支払交付金、米・畑作物の収入減少影響緩和対策、水田活用の直接支払交付金）

### 2. 利用権設定等促進事業により農用地区域内の農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置の適用期限の2年延長（登録免許税）

○税率を10/1,000（現行20/1,000）に軽減した上で、適用期限を2年延長

### 3. 農用地利用集積計画に基づき農振農用地区域内の土地を取得した場合の課税標準の特例措置の2年延長（不動産取得税）

○農業経営基盤強化促進法の規定による公告があった農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置（取得価格の1/3控除）の適用期限を2年延長

### 4. 軽油引取税の課税免除の特例措置（農業）の適用期限の3年延長

### 5. 農地等の納税猶予制度の適用に係る特例措置の5年延長（相続税・贈与税）

○相続税・贈与税の納税猶予制度の適用に係る農地等を収用交換等により譲渡した場合に利子税の全額を免除する措置の適用期限を5年延長。

### 6. 令和3年度以降の農地の負担調整措置の継続（固定資産税・都市計画税）

## 令和3年度税制改正の大綱の概要

(令和2年12月21日 閣議決定)

ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置を創設するとともに、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例を設ける。また、中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置を創設する。加えて、家計の暮らしと民需を下支えするため、固定資産税の評価替えへの対応、住宅ローン控除の特例の延長等を行う。具体的には、次のとおり税制改正を行うものとする。

### 個人所得課税

#### ○ 住宅ローン控除の特例の延長等

- ・控除期間 13 年の特例の適用期限を延長し、令和4年末までの入居者を対象とするとともに、この延長した部分に限り、合計所得金額 1,000 万円以下の者について面積要件を緩和する ( $50\text{ m}^2$ 以上→ $40\text{ m}^2$ 以上)。
- ・この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

#### ○ セルフメディケーション税制の見直し

- ・対象をより効果的なものに重点化し、手続を簡素化した上で 5 年延長する。

#### ○ 国や地方自治体の実施する子育てに係る助成等の非課税措置

- ・国や自治体からの子育てに係る助成（ベビーシッター・認可外保育施設の利用料等）について、子育て支援の観点から、非課税とする措置を講ずる。

#### ○ 退職所得課税の適正化

- ・勤続年数 5 年以下の法人役員等以外の退職金についても、雇用の流動化等に配慮し、退職所得控除額を控除した残額のうち 300 万円を超える部分について 2 分の 1 課税を適用しない。

### 資産課税

#### ○ 国際金融都市に向けた税制上の措置

- ・就労等のために日本に居住する外国人が死亡した際、その居住期間にかかわらず、外国に居住する家族等が相続により取得する国外財産を相続税の課税対象としない。

#### ○ 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充

- ・非課税枠（1,500 万円／令和3年4月以降縮小）を令和3年末まで据え置く（面

- 株式対価M & Aを促進するための措置の創設
  - ・自社株式を対価として、対象会社株主から対象会社株式を取得するM&Aについて、対象会社株主の譲渡損益に対する課税を繰り延べる措置を講ずる。
- 国際金融都市に向けた税制上の措置
  - ・投資運用業を主業とする非上場の非同族会社等の役員に対し支払われる業績連動給与について、一定の要件の下、損金算入を可能とする。
- 中小企業の支援
  - 中小企業向け投資促進税制等の延長
    - ・中小企業者等の法人税の軽減税率の特例及び中小企業投資促進税制等を延長するとともに、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象業種を中小企業投資促進税制に統合する。
  - 所得拡大促進税制の見直し
    - ・雇用者全体の給与等支給額に着目した要件に見直す。
  - 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設
    - ・M & Aを実施する中小企業者の投資リスクに備える準備金制度を創設するとともに、前向きな投資を推進するための措置等を講ずる。

## 消費課税

- 車体課税
  - ・自動車重量税のエコカー減税及び自動車税・軽自動車税の環境性能割について、新たな2030年度燃費基準の下での区分の見直し等、所要の措置を講ずる。
  - ・環境性能割の臨時の軽減について、適用期限を9か月延長し、令和3年末までの取得を対象とする。この措置による減収については、全額国費で補填する。
  - ・グリーン化特例（軽課）は、重点化等を行った上で2年間延長する。
- 金密輸に対応するための消費税の仕入税額控除制度の見直し
  - ・金又は白金の地金の課税仕入れに係る仕入税額控除の要件として保存することとされている本人確認書類のうち、一定の書類をその対象から除外する。

## 国際課税

- 国際金融都市に向けた税制上の措置
  - ・リミテッド・パートナーシップの投資家である外国組合員に対する課税の特例について、持分割合要件等の見直しを行う。

令和4年度農業政策・予算に関する  
**要望書**  
**(案)**

令和3年4月時点

一般社団法人 北海道農業会議  
代表理事長 多田正光

## 令和4年度 農業政策・予算に関する要望

北海道の農業は、これまで担い手への農地の集積を進め、大規模で専業的な経営が主体となって、生産性が高い農業生産を実現することにより、安全・安心な食料の安定供給を通じて、我が国の食料自給率の向上や本道の経済・社会を支える基幹産業として貢献してきた。

しかしながら、担い手の減少や高齢化の進行、地域における労働力不足に加え、国際化の進展、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による需要の減退など、難しい課題に直面している。

我が国の食料自給率の向上をはじめとした新たな「食料・農業・農村基本計画」の目標を高いレベルで達成し、持続可能な力強い農業経営を実現するためには、地域の実態に即した担い手の育成、農地の確保と有効利用、さらに担い手の所得を十分に確保する具体的施策の展開が必要である。

国においては、持続可能な力強い農業を実現すべく、農地中間管理事業による農地の担い手への集積・集約化の促進や、農業者の所得向上を図るために、農林水産業・地域の活力創造プランに基づく施策を展開しているが、必ずしも本道農業にあった施策とはいがたい面がある。

そのため、一般社団法人北海道農業会議は、本道市町村農業委員会とともに、農地・担い手に係る対策を中心とした政策提案を取りまとめたところである。

政府並びに国会において、今後の農業施策及び令和3年度農業予算の立案において、本道農業が持ち潜在力を最大限に発揮しながら、将来に渡ってその役割を果たすことができるよう、次の提案事項の実現について、強く要望する。

令和 3年 5月26日

一般社団法人 北海道農業会議  
代表理事長 多田 正光

## 記

### 【新型コロナウイルス感染症の影響緩和について】

#### 1. 食料の安定供給

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、食料の安定供給への関心が高まり、国産農産物の重要性が高まっている一方で、我が国の食料自給率は低迷している状況にある。

そのため、「食料・農業・農村基本計画」の実現に向け、「食と農に対する理解の醸成のための国民運動の推進」や「コロナ禍でも揺るがない生産基盤・セーフティネットの構築」を更に強化することにより、持続可能な農業経営の構築を図ること。

また、国内外の観光客の減少や休業等による外食需要の大幅な減少・消費構造の変化に伴い、牛肉をはじめ、乳製品、コメに加え、高付加価値農産物等の嗜好品などの在庫の滞留や価格下落等の長期化が懸念されることから、農畜産物の消費回復・喚起やブランド力の維持・向上、経営の維持・発展等に向けた支援施策の充実・強化を図るとともに、必要な予算を確保すること。

#### 2. 農業分野における労働力確保について

① 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、農業の生産現場では、労働力の不足が深刻になっている状況を踏まえ、地域が取り組む援農の枠組みづくりや人材のマッチング等への支援を充実・強化するとともに、本道の農業生産に大きな役割を果たしている外国人材の早期入国に配慮するとともに、必要な感染防止対策の実施等について支援を強化すること。

また、労働力の確保に苦しむ生産者が農業のスマート化により対応する場合における支援策を強化すること。

② 現在実施されている「農業労働力確保緊急支援事業」については、新型コロナウイルス感染症の影響により人材の切り替えを余儀なくされた農業経営体を支援する仕組みであり、本道における農業経営においては重要な施策の一つと考えられる。

その一方で新型コロナウイルス感染症の感染防止策として、ワクチンの接種が開始されているが、当面の間は、不足する農業労働力を外国人材で賄うことが困難な状況が続くと思われる。

そのため、引き続き、本事業を継続するよう必要な予算の確保を行うこと。

### 3. 経営継続支援と生産資材等の安定確保について

農場や、農産物の集出荷施設等で新型コロナウイルス感染症が確認された場合、継続して農産物を生産・供給できるよう緊急的な資材の購入や作業の委託、他の集出荷施設への輸送などの掛かり増し経費への支援を国において講じること。

また、農産物を安定的に生産・供給できるよう、その基礎となる種苗について、海外からの安定供給や国内の生産体制を維持するとともに、生産に必要な資材や機械について、国内外から十分に確保できるよう、万全な対策を講じること。

### 【国際貿易協定等における基本的な姿勢について】

TPP11協定や日EU・EPA、日米貿易協定の発効による農業への影響を継続的に検証するとともに、今後とも農業者が希望と意欲を持って経営に取り組めるよう、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、体质強化や経営安定に向けた予算を確保するなど、万全な対策を講じること。

また、今後の国際貿易交渉において、食料等の安定供給を担う本道農業が再生産可能かつ、持続的に発展していくことができるよう、本道の重要品目に対する必要な国境措置を確保するとともに、農業者のみならず、地域の関係者等に交渉内容の丁寧な説明を行う必要があることから、国会で審議する際には、その審議過程の透明性の確保を行うこと。

### 【基本農政の確立】

新型コロナウイルス感染症により、国産農産物の重要性が高まっている状況にあることを踏まえ、この機会を捉え、国産農産物の重要性に関する食育の促進を図ると共に、国産農産物の増産に関する支援・消費喚起を強化することにより食料自給率の向上を図ること。

また、持続可能な農業経営を構築するため、中長期を見通した農業政策の基本を確立すること。

## 【人と農地に関する課題の解消】

### 1. 優良農地の確保

#### (1) 農地の所有権移転の促進

貸借を中心とした現行の農地集積・集約化対策では、不在村地主・所有者不明農地等における耕作放棄の未然防止を図ることは可能であるが、基盤整備等の農地に資本を投下するような農地改良については、所有権を有していないことから利用者が躊躇するケースも見受けられる。

そのため、貸借により利用されている農地については、将来的に生産力の低下を招くことが危惧される。

農地利用の最適化と優良農地の保全の観点から、担い手への所有権移転による農地集積の促進についても、政策として明確に位置付けること。

#### (2) 農地中間管理事業と特例事業の推進

農地中間管理機構が行う農地中間管理事業、特例事業については、本道における担い手への農地の集積・集約化において重要な位置を占めると共に、優良農地の確保にも貢献している制度であることから、必要な予算を確保すること。

また、担い手が安定して優良農地を活用するためには、所有権移転を促進することが必要であるため、農地中間管理事業により担い手へ集約化された農地については、将来的に当該担い手が当該農地の所有権を取得することが望ましいことから、所有者が当該担い手への農地の所有権移転を望む場合において、農地中間管理事業から特例事業へ移行する仕組みを構築すること。

さらに、農地中間管理事業から農地中間管理事業の特例事業へ切り替えた場合であって、農地中間管理事業における残期間において、農地中間管理事業の特例事業の一時貸付けが継続される場合には、農地集積協力金の返還措置を免除すること。

#### (3) 相続未登記・所有者不明等の解消

所有者が不明な農地等の利用については、農地中間管理事業を活用することにより賃貸借は可能となっている状況にあるが、こうした農地については、所有権の移転等を行わない限り所有者不明等の解消にはならない。

そのため、相続未登記・所有者不明・相続放棄などの農地を解消するための制度を創設すること。

#### (4) 概算取得費

農地を売却した場合の概算取得費については、租税特別措置法第31条の4の規定により、5/100とされているが、農業経営を行うに当たり農業者は、所有している農地に対し、生産力の向上のため基盤整備等により、概算取得費以上の費用を費やしている状況にある。

また、青色申告が普及していなかった昭和末期から平成初期においては、現在の農地価格よりも高額な価格で取得していながらも、記録がないことにより概算取得費を用いた農地売買を行うこととなることから、所有権移転について躊躇するケースも見受けられる。

限られた資源である優良農地を次世代の担い手に適切に所有権移転を行うことは、次世代の担い手の経営の安定につながることから、所有権移転を促進するため、農地の売買について、租税特別措置法第30条に規定される山林と同等の50/100の概算取得費の対象とすること。

#### (5) 担い手への農地の集約化の促進について

担い手へ農地を集約化させることは、農地の利用の最適化、担い手の育成において効果的な手段である。

交換分合事業は、所有権に基づく担い手への農地集約化に最も有効な制度である。

交換分合事業については、農地耕作条件改善事業等により実施することが可能であるが、現行制度では、市町村農業委員会単独での活用が困難となっている。

担い手への農地の集約化を加速させるため、市町村農業委員会が単独で実施可能な仕組みとすること。

## 2. 農業生産基盤の強化

#### (1) 農業農村整備事業等の拡充と予算の確保

「食料・農業・農村基本計画」の目標を高いレベルで達成し、持続可能な農業経営を実現するためには、生産性向上の基礎となる基盤整備事業を計画的に進めることが不可欠である。

このため、ほ場の大区画化や排水対策をはじめとした農業農村整備事業等について、十分な予算を確保すること。

#### (2) 担い手への農地の集約化の促進のための措置

効率的な農地利用を促進するためには、担い手へ農地を集積するだけではなく、農地を集約することが必要である。

また、集約することにより、スマート農業の導入が可能になると考えられる。

担い手への農地の集約とスマート農業の推進のため、効率的なほ場の大区画化等を行う場合に、使われなくなった農業用施設等の撤去、農地への復元も含めた基盤整備事業を創設すること。

### (3) 農地中間管理機構関連農地整備事業の改善

本道においては、農地中間管理機構関連農地整備事業の採択要件に満たない地域が多いことから、採択要件を見直して地域の実態に即したものとすること。

## 3. 担い手の育成対策の強化

### (1) 農業者の世代交代に関する支援の充実

本道には、3,700 を超える農地所有適格法人が存在し、今後、経営者が世代交代を迎える法人が大半を占めている状況にある。

法人版事業承継税制が措置されてはいるものの、制度活用できる者は、筆頭株主に限定されており、本道における複数戸法人では筆頭株主が存在しないケースが多いことから、本制度を活用した法人の事業承継は困難であると考えられる。

そのため、筆頭株主が存在しない複数戸による経営体でも活用できる法人の事業承継税制の構築を検討すること。

また、個人経営の第三者継承が円滑に行える支援施策の創設を検討すること。

### (2) 農地所有適格法人の設立に関する支援

農地所有適格法人を設立した場合、法人化を期に効率的な農業経営の構築のため投資を行うケースが多く見受けられる。また、法人化後において経営が安定するまでに時間を要することが多いことから、多額の運転資金が必要となるケースも多い。

そのため、農業経営改善計画に基づき法人化した場合において、農業経営基盤強化準備金の使途を法人設立に伴う出資金の払い込みも可能となるよう拡充すること。

### (3) 農作業受託組織等への支援

基幹的農業従事者の減少と高齢化が進展する中において、農作業受託組織等においても人材確保を行うことは喫緊の課題である。

新型コロナウイルス感染症の影響で、リモートワーク等により地域へ移住する者も存在していることから、こうした人材を確保することも必要となると考えられる。

そのため、リモートワークにより地域へ移住した者等の副業の選択肢となるよう、農作業受託組織等が短期雇用など柔軟な雇用体制を整備し雇用した場合において、農作業受託組織等への運営を支援する仕組みを構築すること。

#### (4) 新規就農のための「レンタル農場制度（仮称）」の創設

農業経営を行う者を確保するためには、従来の新規就農に加え、手軽に農業経営を開始できる仕組みを構築することが必要である。

また、新規就農者にとっては、農地や農機具等の多大な投資が必要となることが課題の一つである。

農地については、農地中間管理事業等を活用することによって、投資額を抑制することが可能となるが、所有者の意向によって安定的な農業経営を構築することが困難となるケースも想定される。

そのため、新規就農者が貸借による安定的な農業経営を構築するため、また、多様な人材を確保する観点から、リモートワーク等により地域へ移住した者の副業の推進するために、市町村等が農地及び施設・農機具等を所有して貸借する「レンタル農場制度（仮称）」を創設すること。

また、新規就農時点において、農地の取得の意向が確定していない場合は、農地中間管理事業の特例事業を活用し、当該農地の売渡時点において、レンタル農場として市町村等が取得する、又は新規就農者が取得することを選択できることにする。

### 【農業経営に関する支援】

#### 1. 経営安定対策

##### (1) 経営所得安定対策

「総合的な TPP 等関連政策大綱に基づく農林水産分野の対策」により、TPP11、日EU・EPA 等、国際貿易協定の影響を最小限に抑えられている状況にあることを踏まえ、引き続き、経営所得安定対策の拡充や、収入保険制度の浸透、6 次産業化の取り組みに対する支援などの関連予算を確保するとともに、国内対策を一層強化すること。

##### (2) 農業経営基盤強化資金並びに農業近代化資金について

農業経営における投資額は年々増加する傾向にあることから、農業経営の投資負担を軽減するための支援として、農業経営基盤強化資金（スーパーL 資金）及び農業近代化資金の金利負担軽減措置について、引き続き必要な予算を確保すること。

また、農業近代化資金においては、都道府県の利子補給の状況によっては、スーパーL 資金と同等の金利水準とならないことも想定されることから、国費による利子補給対応も検討すること。

## 2. 農業者年金

### (1) 農業後継者に対する政策支援加入の拡充について

農業者年金制度の政策支援加入については、現行制度においては、経営主の直系卑属の配偶者に対しては加入が認められていない状況にある。

農業経営においては、経営主・その配偶者・経営主の直系卑属に加え、経営主の直系卑属の配偶者も重要な担い手であることから、経営主の直系卑属の配偶者も政策支援の対象とすること。

### (2) 農業者年金業務のデジタル化の推進について

農林水産省が所管する全ての行政手続きの申請に係る書類や申請項目等の抜本的な見直しを進めながら、スマートフォン、タブレット、パソコンからの補助金等の申請が行えるよう「農林水産省共通申請サービス」(通称：eMAFF)の構築を行うこととしていることを踏まえ、農業者年金業務においてもDX(デジタルトランスフォーメンション)の推進を行うとともに、手続きのオンライン化を構築すること。

## 【農産物の首都圏への輸送力の確保】

### 1. 鉄道輸送力の確保

本道農産物の首都圏へ輸送する手段として鉄道輸送力は、コスト面・輸送量面から見て、最適な手段である。

しかしながら、経営悪化が一層深刻さを増しているJR北海道は、同社が単独では維持困難とする13区間のうち5区間を廃止する意向を示していることに加え、残る8区間についても公的支援がなければ存続できないとしている状況にある。

そのため、本道農産物の首都圏への輸送手段としての鉄道輸送力の維持・確保のため、必要な路線の維持に向けた強力な支援を行うこと。

### 2. 農産物の輸送費の抑制

トラックドライバー不足やそれに伴い輸送コストが増加していることから、輸送コスト低減や物流改善に向けた対策を強化すること。

## 【農業委員会関係予算の確保】

市町村農業委員会は、農地の権利移動、農地転用許可事務、遊休農地に関する措置、農地情報の公開等をはじめとする農地法等に基づく農地行政を執行するとともに、これら農地行政を通じて農村現場における担い手の育成・農業振興・地域経済の維持を図る重要な役割を担う行政委員会である。

そのため、市町村の財政状況に左右されずに農業委員会の使命を果たす必要があることから、農業委員会、事務局体制が確保できるよう農業委員会交付金について必要額を確保すること。

また、農業委員会ネットワーク機構に対する国費負担金についても、農地利用の最適化、担い手への農地集積・集約化に関する業務を推進するため、必要な額を確保すること。

機構集積支援事業については、農地台帳の情報の正確性の確保、遊休農地の解消・発生の未然防止、農地法等に基づく業務、実質化された人・農地プランの実現を効率的に執行するため必要な事業であることから、十分な予算を確保すること。

## 【その他】

### 1. 鳥獣被害対策の拡充・強化

深刻化する鳥獣被害については、被害額はもとより営農意欲の減退等、農業・農村への影響は甚大である。

本道においては、令和元年度において47億円の被害が生じており、特にエゾシカによる被害が大きく、次いでヒグマ、キタキツネなど在来種による被害が大きい状況にあるが、外来種であるアライグマによる被害も増加傾向にある。

そのため、農作物への食害を防止するため、電気牧柵等の設置によるほ場への侵入防止と個体駆除という両面の対策が今後も不可欠である。

こうした状況を改善するためには、侵入防止柵の設置や固定駆除を行うための「鳥獣被害防止総合対策交付金」について、十分な予算を確保すること。

また、抜本的に改善するため鳥獣被害の具体的な削減目標を掲げる新たな対策を構築すること。

さらに、ヒグマによる人的被害があった場合などにおける自衛隊への災害派遣要請が管理に行えるような支援施策の構築を検討すること。

### 2. 産業動物に従事する獣医師の確保対策

酪農・畜産経営が大規模化する中、産業動物に従事する獣医師の不足が深刻化している状況にあることから、産業動物に従事する獣医師の確保対策について強化すること。

### 3. スマート農業のための環境整備

スマート農業を推進するためには、農地への通信環境の整備を行うことが必要である。

しかしながら、人が居住しない農地においては、民間による通信環境の整備は、事業収益上、困難な状況にあると思われる。

そのため、農地における通信環境の整備に向けた支援をすすめること。

併せて、災害等に強い強靭なスマート農業の環境整備や、スマート農業のための栽培施設の設置に向けた支援をすすめること。

### 4. 自然災害等による農業被害への支援対策について

大規模自然災害に備えた防災・減災対策として、国営かんがい排水事業や治水・治山事業等の推進、また、老朽化した明渠など農業用インフラに伴う再整備の迅速化、さらに交通・物流・情報など重要インフラの強靭化を図ること。

あわせて大規模停電など災害時の重要な電力供給源となるバイオガスプラントについては、送電網等に伴う空き容量の確保と新規接続の推進、施設整備に係る補助の拡充と要件緩和をすすめること。

## 5. その他

### (1) 原子力発電と核廃棄物について

本道は、一次産業を基幹産業として観光業や食品加工業など幅広い関連産業と深く結びついて発展してきた。

原子力発電や核廃棄物等において、事故・災害が発生した場合、基幹産業である一次産業をはじめ、観光業等においても甚大な被害をもたらすことから、原子力発電の稼働・建設、核廃棄物の処理等の判断については、慎重に行うこと。

### (2) 被災地の復興対策について

平成28年の台風被害、平成30年北海道胆振東部地震により被災した農地については、復旧工事後の生産力維持向上のため、継続的な支援を行うこと。

## 主要項目

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響緩和について
- 2 國際貿易協定等における基本的な姿勢について
- 3 基本農政の確立
- 4 人と農地に関する課題の解消
- 5 農業経営に関する支援
- 6 農産物の首都圏への輸送力の確保
- 7 農業委員会関係予算の確保
- 8 その他

## 1 新型コロナウイルス感染症の影響緩和について

## 【背景】

- 外出自粛等により、外食向け農産品に影響米を中心に農産物の在庫が増加
- 嗜好品（高級農産物（牛肉・果物）・乳製品（バターなどの嗜好品））に影響
- 外国産の農産物の輸出制限等により、国産農産物の重要性が高まっているが、日本における食料自給率は、先進国では最低水準
- 来日制限等により、外国人材が不足したことに伴う慢性的な労働力不足

## 【要望内容の趣旨】

- コロナ渦でも揺るがない生産基盤の構築
- 乳製品・米・嗜好品などの需要喚起
- 労働力不足を補うためのスマート農業の推進
- 農業労働力確保緊急支援事業など、経営継続のための支援の継続が必要

## 2 國際貿易協定等における基本的な姿勢について

## 【背景】

- TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定、RCEP、日英包括的経済連携協定など相次ぐ貿易協定の発効
- 影響緩和のため、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき各種対策は講じられれているが、各協定の発効までのプロセスが不透明。  
それにより、生産者の将来の経営不安が増大。
- 令和3年3月10日 米産牛肉のセーフガード発動  
こうした対策は今後も必要

## 【要望内容の趣旨】

- 「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく対策の十分な予算の確保
- 適切な国境措置の確保
- 農業者・国民に対する交渉内容の丁寧な説明

### 3 基本農政の確立

#### 【背景】

- 国産農産物の重要性が高まっている
- 食料自給率は、先進国では最低水準
- 國際貿易協定、新型コロナウイルス感染症の影響等による  
営農への不安が拡大

#### 【要望内容の趣旨】

- 食育の推進による国産農産物の重要性の再認識
- 国産農産物の増産・消費喚起による食料自給率の向上
- 持続可能な農業経営を構築するため、中長期の将来性を見  
通せる政策の基本の確立、食料戦略の構築

### 4 人と農地に関する課題の解消

#### 農業生産基盤の強化

#### 【背景】

- 定期的に基盤整備を実施しないと優良農地の確保は困難
- スマート農業の推進のためには、農地の集約化が必要  
使用されなくなった農業用施設等が集約化の支障になる
- 農地中間管理機構関連農地整備事業は、北海道では活用が  
困難

#### 【要望内容の趣旨】

- 農業農村整備事業等の基盤整備事業の必要な予算の確保
- 使用されなくなった農業用施設等の撤去も含めた基盤整備  
事業の構築
- 農地中間管理機構関連農地整備事業の要件見直し

### 4 人と農地に関する課題の解消

#### 優良農地の確保

#### 【背景】

- 貸借中心の農地政策が展開されている。  
貸借では、基盤整備の実施等に課題があり、将来の優良農地の  
確保に影響がでる可能性が高い
- 農地中間管理事業の成果を所有権移転により確実なものとし  
くても、機構集積協力金の返還事由により実施できない
- 相続未登記、所有者不明農地等の増加  
農地中間管理事業での貸借は可能
- 農地の取得費が不明な場合における譲渡所得税が高額
- 担い手への農地の集約化を効果的に行うためには、交換分合事  
業が効率的であるが、支援施策の利用が困難

#### 【要望内容の趣旨】

- 所有権移転による農地政策の展開の必要性
- 農地中間管理事業から特例事業へ移行する際の機構集積協力金  
の返還事由の特例
- 相続未登記、所有者不明農地の根本的解決
- 概算取得費の増額による農地の高額な譲渡所得税の軽減
- 現場の実情に応じた交換分合事業への支援施策の構築

#### 4 人と農地に関する課題の解消

##### 担い手の育成対策の強化

###### 【背景】

- 個人事業承継税制の創設、法人版事業承継税制の改正
- 複数戸による農地所有適格法人においては、法人版事業承継税制の活用が困難（筆頭株主が存在しない。）
- 農業経営基盤強化準備金の積立による農業経営の法人化の課題（準備金があることにより、法人化をためらうケースがある）
- 農作業受託組織等の人材の確保
- 新規就農をする場合における投資額が増大

###### 【要望内容の趣旨】

- 農地所有適格法人における法人版事業承継税制の構築
- 農業経営の法人化を推進するため、農業経営基盤強化準備金の資本への充当
- リモートワークによる地域への移住者等を農作業受託組織等が雇用した場合の支援
- 新規就農のための「レンタル農場制度（仮称）」の創設

#### 5 農業経営に関する支援

##### 経営安定対策・農業者年金

###### 【背景】

- 経営所得安定対策は、北海道における水稻経営、畑作経営において重要な施策
- スーパーL資金の無利子化措置は、スマート農業の導入や、担い手への農地集約化のための重要な施策
- 農業近代化資金については、令和3年度よりスーパーL資金と同等の水準とされているが、利子補給の状況によっては、同等の水準を維持できない
- 農業者年金の政策支援については、父・母・子は加入できるが、子の配偶者は加入できない
- DX（デジタルトランスフォーメーション）が推進される中ににおいて、農業者年金の手続きは、オンライン化などがされていない

###### 【要望内容の趣旨】

- 経営所得安定対策等の予算の確保
- スーパーL資金、農業近代化資金の必要な予算の確保
- 農業近代化資金における利子補給の国費対応
- 農業者年金制度における政策支援加入の対象者の拡充
- 農業者年金の手続きのオンライン化

## 6 農産物の首都圏への輸送力の確保

### 【背景】

- 「国鉄清算事業団債務等処理法の改正法」により、JR北海道への支援を2030年度末まで継続しかし、路線の維持が保障されているわけではない
- トラックドライバーが不足により、JR路線のない地域における輸送コストが増大

### 【要望内容の趣旨】

- 重量物である農産物を効率的に輸送するため、JR路線の維持が必要
- 輸送コスト低減に関する対策の強化が必要

## 8 その他

### 【背景】

- 令和元年度における野生鳥獣による被害は、前年より減少しているが、被害総額は47億円
- 産業動物に従事する獣医師の不足が深刻
- 総務省事業において、光ファイバー等の市街地における整備は進んでいるが、農地には整備されていない
- 毎年、豪雨、大雪などの自然災害が多発
- 福島原発については、10年が経過した今もデブリの回収作業が行われていない

また、北海道の一部の市町村においては、高レベル放射性廃棄物の最終処分場選定に向けた文献調査が開始される予定

- 北海道胆振東部地震により被災した農地等の復旧は行われているが、地力が戻っているわけではない

### 【要望内容の趣旨】

- 鳥獣被害対策の充実が必要
- 産業動物に従事する獣医師の確保対策の強化
- スマート農業の推進のための環境整備並びに災害等に強い環境整備等
- 自然災害時においても営農が可能となるインフラの強靭化
- 原発の再稼働等に関する慎重な判断
- 災害復旧対策の継続的支援

## 7 農業委員会関係予算の確保

### 【背景】

- 担い手への農地の集積・集約化、農地の利用の最適化の推進において、農業委員会が果たす役割は大きい
- 農業委員会の業務は、担い手への農地集積・集約化、農地台帳の整備、遊休農地等の解消・未然防止、農地バンク事業の推進など多岐にわたり、業務量も膨大
- 農業委員会におけるマンパワーの不足

### 【要望内容の趣旨】

- 農業委員会予算の十分な額の確保

## 令和4年度 農業政策と予算に関する要望書（原案）に対する意見について

振興局	意見	対応
十勝	意見なし	一
石狩	<p>【新型コロナウイルス感染症の影響緩和について】</p> <p>1. 食料の安定供給内2行目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・修正前 我が国の食料自給率の食料自給率は低迷している状況にある。</li> <li>・修正後 我が国の食料自給率は低迷している状況にある。</li> </ul>	誤字の修正
後志	<p>【人と農地に関する課題の解消】</p> <p>(追加内容) 親元就農者への総合的な支援の強化</p> <p>次世代を担う農業者を応援する補助金として「農業次世代人材投資事業」があるが、親元就農の経営開始型の受給要件には、就農後5年以内の経営継承が必須となっており、いざ経営を継承する時点で、親の年齢が40歳代と、経営継承するのは「時期尚早ではないか」と判断されるケースがあり、それが障害となって、やむなく同事業が活用されない事案があった。</p> <p>親元での就農にあっては、新規就農者と比べ、農業機械や施設等、就農条件が整っているのではないかと思われているが、実際のところは、その家族経営体において、農業従事者が増えると、それに連動して所得も、さらに増加させなければならないため、当然ながら規模拡大等を強いられ、それに伴って、経費もさらにかさむことにつながる。</p> <p>そのため、「農業次世代人材投資事業」において、親元就農に係る交付要件等の緩和に加え、次世代を担う農業者としての親元就農に対する総合的な支援の拡充を強化すること。</p>	<p>意見として理解。</p> <p>課題として考えられる部分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 補助事業の成果を確認できない。</li> <li>② 仮に、要望が通った場合、農業後継者が経営主になるまで毎年報告が必要となる。</li> <li>③ 年数を切らないと補助金の返還要件と補助金適正化法の運用が一致しない。</li> </ul> <p>○ 農業従事者が増えると経費もかさむ ⇒ 経営主（父）の話 支援は、農業後継者が対象</p> <p>この要望内容だと、次世代の農業経営者の育成ではなく、人員が増えたので、父の経営に助成して欲しいということになる。</p> <p>この場合、他に従業員等がいるのであれば、農の雇用事業で対応が可能となる。</p> <p>農業次世代人材投資事業における拡充という内容で要望することは困難であると考えるが、親元就農した場合における支援若しくは、親元就農を促進するような支援の必要性はあると考えられることから、今後、内容等を精査した上で、別項目として要望項目とするよう検討する。</p>